

移動等円滑化取組計画書

2025 年 9 月 24 日

住 所 千葉県成田市花崎町 750 番地の 1
事業者名 京成バス千葉イースト株式会社
代表者名 代表取締役 宮本 貴史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が保有する乗合バス車両においては、2024 年度末時点のノンステップバス導入率は適用除外認定車を除き約 75%となっている。 こうした状況を踏まえ、車両の更新に併せて、ノンステップバスの導入を推進する。 高速バス車両については、コスト面、運用面から困難となっており、バリアフリー化した車両は導入していない。
（2）役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項 ① 移動等円滑化のために必要な役務をスムーズに提供できるよう、教育等を行う。 ② 車内の各設備について、障害のある方に対し、必要な役務を提供できるよう、設備の点検を定期的実施する。 ③ 乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降支援に関する教育等を実施する。 ④ 車内放送、ポスター等により、車両の優先席及び車椅子スペースを必要とされているお客様が適正に利用できるよう、優先利用の周知を継続的に行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	・ ノンステップバスを 25 台導入する。(2025 年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子固定装置を使用した役務の提供の教育訓練	・車椅子のお客様が安全にご利用になれる様、乗務員に対して車椅子固定装置を使用した車椅子の固定に関する教育訓練を実施する。(2025 年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スマートフォンアプリを活用したサービス	・スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」提示者に対して障がい者手帳提示者と同様の割引運賃を適用しており、今後も利用者の利便性向上に努める。(2025 年度)
教育訓練への支援	・各障がい者団体等と協力し、バスへの乗降方法の練習等積極的な支援を引き続き行う。(2025 年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	・行先表示器の視認性向上のため、LED表示器の表示色をフルカラーに順次変更する。(2025 年度フルカラー25 台) ・車内の運賃表示器を後方からでも確認しやすい大型液晶フルカラーモニターに順次変更する。(2025 年度 25 台)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗客の安全を確保するために留意すべき事項について教育等を行う。(2025 年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	・バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様に移動の円滑化に対する適正な配慮を求めていく。 (2025 年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ウェブサイトや電話、はがき等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、指導、教育改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

- ・ウェブサイトにて公表する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

- ・

注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。